

平成19年(ワ)第1417号 損害賠償請求事件

原告 今枝 仁 外3名

被告 橋下 徹

## 準備書面 4

平成19年12月5日

広島地方裁判所 民事第2部 合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 島 方 時 夫

同 青 木 貴 央

同 兒 玉 浩 生

本準備書面は、損害の概要及び損害発生の経路について主張するものである。

- 1 本件において原告らが主張する、不法行為(被告の本件発言)から各損害発生にいたる因果経路は、下記の5通りである。

## 記

A 1 : 発言中の事実摘示	名誉・信用の毀損	
A 2 : 発言中の事実摘示	業務妨害のおそれ	精神的苦痛
A 3 : 発言中の事実摘示	名誉感情の侵害	精神的苦痛
B 1 : 発言による扇動	多数の懲戒請求	名誉・信用毀損のおそれ 精神的苦痛
B 2 : 発言による扇動	多数の懲戒請求	弁明等の手続的負担・業 務の支障 精神的苦痛・経済的損害

### 2 発言中の事実摘示部分について（A 1 ないし A 3 関係）

（1）以下の部分が被告による事実摘示の根幹部分である。

「たかじんさん言ったようにね、死体をよみがえらす為にその姦淫したとかね、それからあかちゃん、子供に対しては、あやす為に首にチョウチョ結びをやったということ、堂々と21人のその資格を持った大人が主張するってこと、これはねえ、弁護士として許していいのか？っていう」（甲1の2・2頁）

「明らかに今回は、あの21人というか、あの安田っていう弁護士が中心になって、そういう主張を組み立てたとしてしか考えられないですよ。」（甲1の2・3頁）

（2）また、本件放送中の被告の発言全般から、被告は、視聴者らに対して、「原告らの弁護活動には懲戒事由に当たる行為がある」との事実摘示をしているものである。

### 3 経済的損害についての補足説明（B 2 関係）

原告らは、懲戒請求への対応として、懲戒請求書の授受、整理、読み込み、答弁書の作成、提出（本訴提起時までには調査開始の通知がなされた訴状記載

の300件余りについて、ここまでは概ねの原告が終了している。)をし、また、今後の弁明を強いられる。原告らは、これらの作業を行わなければならず、同時にそのことに時間をとられることによって他の業務への影響が生じる。そこで、本訴においては、これらの作業負担及び影響を経済的損害として主張するものである。懲戒請求への対応の内容については本人尋問や陳述書等で立証の予定である。

しかしながら、対応に要した時間、作業量、他の業務への影響、原告各人のタイムチャージ等の損害額算定に必要な事実の数量的な立証は、その性質上算定及び立証が極めて困難である。蓋し、原告らは、懲戒請求を受け始めてから当分の間、本件損害賠償を予定せずにこれらの対応を行ってきたため、特に記録を残していない。また他の業務への影響やタイムチャージに関しては、前者に関する立証は全く不可能であり、後者に関する立証も原告らはいずれも日常業務においてタイムチャージ制を取っていないため算定できないからである。

よって、性質上その額を立証することが極めて困難な損害として、相当な損害額を認定されたい。

以上